

陳情第 8 9 号	受理年月日	令和 4 年 4 月 1 日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	保育所等の職員配置・面積の最低基準と職員の処遇の抜本的な改善に関する意見書の提出について	
要旨	<p>保育の最低基準は、70 年来ほとんど改善されることなく、慢性的な人員不足の解決がないまま今日に至っている。加えて、昨今のコロナ禍対応では、自らは予防できない子供の消毒・衛生指導、友達との接触に気をつけ、密を避けることが困難な子供の命と健康を守ることで、職員の精神的・肉体的な負担は大変なものである。特に、子供たちに感染を広げた第 6 波、オミクロン株の急増は、子供、保護者、保育者にも、り患者が増え、保健所の指導も届かず、濃厚接触者を特定し、不安を抱えながら懸命に対応してきたが、そんな中、仕事を辞めたいと口にする職員がさらに増えている現状がある。</p> <p>そもそも、ほとんどの保育利用が 10 時間を超える子供たちに対し、配置基準の職員は、おおむね 8 時間勤務である。また、この勤務時間は、全て子供に向き合うことを仕事とされており、記録、保育準備、保護者対応、会議等は、別途工夫が必要である。</p> <p>給食職員については、昨今、アレルギーや、文化の異なる外国人への配慮等が求められていることが全く考慮されていない。子供や保護者への栄養指導、また、栄養価計算、食材購入の手配・手続、喫食状況の把握も重要な仕事である。施設全体の衛生管理も担っており、給食室もコロナ禍では特に人員不足が問題である。</p> <p>こうした中での職員の賃金は、他職と比べ、その水準は低すぎる。</p> <p>さらに、面積基準では、保育所等の各部屋は、遊び、食事、午睡など、大人を含めた子供の集団が、1 日過ごす生活空間としては狭すぎる。この密な環境を是正し、感染対策を徹底して、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。</p> <p>については、保育所等の職員配置・面積の最低基準と、職員の処遇の抜本的な改善を求める意見書を、国に提出していただきたい。(意見書案は</p>	

(続 く)

別紙のとおり)

保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、職員処遇の
抜本的な改善を求める意見書（案）

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。

しかし、感染対策を徹底することで、これまでの慢性的な人員不足に加え、日常の業務が大幅に増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることにも限界があり、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなっている。このことは、保育士不足に拍車をかけており、保育所等では深刻な課題にもなっている。

また施設各部屋は子どもたちの1日の生活(遊び、食事、午睡等)に対してあまりにも狭い空間であり、特にこの「密」な環境は早急に是正されなくてはならない。子どもの気持ち、育ちに寄り添った手厚い保育を行うためにも、さらには今後も波を繰り返すことが予測されるコロナ感染対策を徹底するためにも、保育所等の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍第六波オミクロン株で子どもたちへの爆発的な感染拡大は保育所等にも大混乱をもたらしており、今こそ保育環境、職員の処遇に対し、国の責任をもった改善が求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1. 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、職員処遇の抜本的な改善をすすめること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日 議会

内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	後藤茂之様
文部科学大臣	末松信介様
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)	野田聖子様
衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様